

官製市場の民間開放を目指した答申公表される

政府の「総合規制改革会議」は、本年六月の「基本方針2003」で示された規制改革十二項目について、現状認識と今後の課題を示した『規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項』に関する答申を公表しました。(※)

項の評価や検討状況が明確でない指摘。経済活性化効果との関連を含めてその理由を定量的・体系的に示すことが不可欠との見解を示しています。

※ <http://www8.cao.go.jp/kisei/index.html>

答申では、これまでの検討で結論を得ることが難しかった、医療・福祉・教育・農業など、官製市場の民間への全面開放の実現に向け、一連の提案や調整、決定の過程で得られた成果と、関係各省と合意に至らなかった点を、今後の課題として明記しています。今後は、本年度末の第三次答申に向け、可能な限り成果が得られるよう、精力的な調査審議等に取り組むとしています。一方、厚生労働省は、今回の答申がこれまでの対応方針を超える内容を含んでいるとして、閣議決定事

「規制改革推進のためのアクションプラン」の12の重点検討事項(福祉分野抜粋)

	基本方針2003における決定事項	現状認識及び今後の課題
幼稚園・保育所の一元化	近年の社会構造・就業構造の著しい変化を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立つて新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。併せて幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設整備の共用を更に進める	1 少なくとも構造改革特区において構すべき措置 ○向施設に関する行政の一元化。施設整備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する基準を統一化 ○幼稚園と保育所のどちらか一方のみに課されている規制の緩和・撤廃（調理室の設置義務や「保育に欠ける」要件の緩和） 2 全国規模において構すべき措置 ○少なくとも3歳以上児については、幼稚園教育要領と保育所保育指針との内容が同一であることから、同等のサービスを提供しているのであれば、幼稚園のみに課されている設置主体制限（株式会社による設置の禁止）を解禁すべき ○幼稚園の入園制限（満3歳から）についての緩和 ○18年度までに設置検討される「複合施設」についての規制水準を、現行幼稚園、保育所のいずれか緩い方の水準以下とすべき
株式会社等による特養経営の解禁	構造改革特区における公設民営方式又はPFI方式による株式会社の特養経営の状況や、施設体系のあり方を見直しの状況を見ながら、全国における取扱い等について更に検討を進める	1 少なくとも構造改革特区において構すべき措置 ○「民設民営方式」の解禁。その際、施設整備費補助等の適用の容認など、株式会社と社会福祉法人との間に同等の競争条件を確保する措置を構すべき 2 全国規模において構すべき措置 ○構造改革特区において導入された「PFI方式」又は「公設民営方式」のように、地方公共団体が直接事業に深く関与し、当該事業の保証を行うこと等により弊害の発生を極力抑制しているような特例措置については、実際の弊害の発生はほとんどないことから、早急に全国規模での規制改革に移行させるべき

児童虐待の防止に向けた報告書まとまる

急増する児童虐待の防止に向け、施策や関係機関の連携のあり方等を検討してきた、厚生労働省の社会保障審議会児童部会「児童虐待防止等に関する専門委員会」は、今後早急に取り組むべき課題を報告書にまとめました。(※)

今後は、本報告書での指摘事項を踏まえ、施行後三年を目処に見直しを検討されている「児童虐待の防止等に関する法律」(十二年度

報告書では、虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題であるとの認識に立ち、「子どもの最善の利益」への配慮を基本理念とした四つの考え方(①発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援、②「待ちの支援」から要支援家庭への「積極的なアプローチ」による支援、③家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した、子どものみならず親を含めた家庭への支援、④虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化)をもとに、虐待予防や発見、再発の防止等の具体的取り組みに向けた方向性を整理しています。

具体的な取り組みの方向性

- I 発生予防における取り組み
 - ①一般の子育て支援の充実(養育者の孤立化防止、子育て支援システム改革の必要性)
 - ②虐待リスクのある家庭の把握(母子保健施策の充実等)
 - ③虐待リスクのある家庭のリスク低減(市町村の役割強化、看護師・保育士等の資質向上・人員確保等)
 - ④連携による支援体制の確保(市町村・地域での虐待防止ネットワークの推進等)
 - ⑤虐待を認めない社会づくり(子どもの人権尊重理念の明確化、予防教育の推進等)
- II 早期発見・早期対応における取り組み
 - ①対応機関の機能、システム(児童相談所等の体制整備、児童委員・主任児童委員の積極的な活用等)
 - ②虐待の早期発見・通告・早期対応のシステム(自治体とNPO、民間団体との連携等)
 - ③児童相談所の行政権限、裁判所の関与
- III 保護・支援等における取り組み
 - ①児童福祉施設、里親等の機能、システム(役割の明確化、サービス体制の見直し等)
 - ②児童福祉施設職員、里親等の資質向上、資格要件、人材確保、メンタルヘルス
 - ③在宅支援の強化(支援体制整備、NPO・民間団体の活用)
 - ④子どもに対する治療・援助法の確立(福祉・医療・保健機関等)
 - ⑤保護者に対する治療・指導法の確立(福祉・医療・保健機関等)
 - ⑥医療機関の機能、システム(親や子のこころの治療の充実、低年齢児への対応強化)
- IV その他(全体を通じた指摘事項等)

児童虐待に関する継続的な検討の場の確保等

施行)への反映に向け、さらに議論を深めることとしています。

※ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0618-2.html>